

岩美町チャイルドシート等購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、チャイルドシート及びジュニアシート(以下「チャイルドシート等」という。)を購入した世帯の経済的負担を軽減することにより、チャイルドシート等の普及を促進し、幼児の交通事故被害の防止及び軽減を図るとともに、子育て支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「チャイルドシート等」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第71条の3第4項に規定する幼児用補助装置をいう。

(助成金の交付対象)

第3条 助成金の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、本町の住民基本台帳に登録されている者であって、本町に居住する年齢が6歳未満(交付申請書の提出があった日の時点とする。)の幼児がいる世帯のうちチャイルドシート等を購入した者とする。ただし、助成金の交付は、幼児一人に対してチャイルドシート等各1台までとし、交付対象者、又はその世帯内の者に町税又は町公共料金等の未納があるときは、助成金を交付しないものとする。ただし、分割納付を誓約どおり履行しているなど、誠実性が認められる場合は除く。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、チャイルドシート等各1台の購入費の額(購入にかかわる消費税及び地方消費税を含む額とする。)に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とし、1万円を限度とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、岩美町補助金等交付規則(平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。)第5条の規定に基づき助成金等交付申請書(様式第1号)にチャイルドシート等を購入したことを証する販売証明書(様式第2号)又はチャイルドシート等の購入に係わる領収書及び同意書(様式第3号)を添えて提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、助成金の交付の決定をしたときは、規則第6条の規定に基づき申請者に対し、助成金等交付決定及び額の確定通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 町長は、請求書の提出があったときは、速やかに助成金の交付を行うものとする。

(助成金の交付を受けたものの責務)

第8条 交付の決定を受けたものは、町長が開催する交通安全に係わる講習を受講するよう努めなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めない事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成14年3月31日までにチャイルドシートの普及及び着用状況を勘案し廃止を含め見直しを行うものとする。

この要綱は、平成14年4月1日から平成15年3月31日まで延長することとする。

この要綱は、平成15年4月1日から平成16年3月31日まで延長することとする。

この要綱は、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで延長することとする。

この要綱は、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで延長することとする。

この要綱は、平成18年4月1日から平成19年3月31日まで延長することとする。

この要綱は、平成19年4月1日から平成20年3月31日まで延長することとする。

この要綱は、平成20年4月1日から平成23年3月31日まで延長することとする。

この要綱は、平成23年4月1日から平成26年3月31日まで延長することとする。

この要綱は、平成26年4月1日から平成29年3月31日まで延長することとする。

この要綱は、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで延長することとする。

この要綱は、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで延長することとする。